国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会議事運営要領

(定足数及び議決)

- 第1条 定例会議及び再苦情処理会議(以下「会議」という。)は、委員会の委員総数の 過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、前2項の会議が開催できない場合には、同項の規定 にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(再苦情の申立ての却下)

第2条 国土交通省大臣官房官庁営繕部長(以下「部長」という。)は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。

なお、部長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告することとする。

- ー 申立期間を徒過したもの
- 二 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- 三 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年7月16日から適用する。

(建設大臣官房官庁営繕部入札監視委員会運営要領の廃止)

2 建設大臣官房官庁営繕部入札監視委員会運営要領は、廃止する。